

給付金請求時に診断書のご提出を省略できる範囲の拡大について

お客さまの利便性向上のため、2019年4月1日より、給付金請求時に診断書のご提出を省略できる範囲を拡大しております。当社は、「お客さま第一の業務運営に関する方針」にのっとり、これからもお客さまのご期待にそえるよう、各種サービスの向上に努めてまいります。

◆概要

これまで、入院給付金・手術給付金のご請求に際しては、一定条件のもと診断書のご提出を省略できる簡易請求^(※1)の取扱いを行ってまいりましたが、このたび簡易請求の取扱範囲を拡大いたしました。

これにより、給付金請求時に、診断書の取得にかかる費用やお手間など、お客さまのご負担軽減を図るとともに、診断書発行に要する時間もかからず、より迅速に給付金をお受け取りいただくことが可能となります。

*1 簡易請求とは

給付金請求時に、お客さまが医療機関よりお取り寄せいただく必要のある「入院・手術等証明書（診断書）」の代わりに、医療機関が発行する「（治療費）領収証」や「診療明細書（医療費明細書）」等のコピーを、当社所定の「自己申告書」に添付いただくことで代替できる請求方法です。

◆主な拡大内容

（1）入院給付金のご請求

以下の場合において、新たに簡易請求の取扱いを可能といたしました。

- 女性疾病・成人病など特定の疾病をお支払対象とすることのご契約・特約のご請求
- 特定部位不支払などの条件が付いたご契約・特約のご請求

（2）手術給付金のご請求

以下の場合において、簡易請求の取扱範囲（取扱対象手術）を大幅に拡大いたしました。

- 約款内に「対象となる手術および手術給付割合表」を明示しているご契約・特約のご請求^(※2)

（公的医療保険制度の手術料の算定対象となる手術を支払事由としているご契約・特約 **以外**）^(※3)

- *2 手術名のみでお支払可否やお支払額の判断が可能な手術は、原則として簡易請求の取扱対象としております。具体例は別紙をご覧ください。
- *3 以下のご契約・特約は、公的医療保険制度の手術料の算定対象となる手術を支払事由としており、従来より原則として簡易請求可としております。
「新医療保険α」「一時払終身医療保険（低解約返戻金型）」「低・無解約返戻金選択型医療保険」
「低・無解約返戻金選択型医療保険（18）」「女性総合医療特約」

※取扱いには所定の条件があります。ご請求のお申出時に [当社コールセンター](#)までお問い合わせください。

※三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保から契約移行されたご契約は、「給付金」を「保険金」と読み替えます。

以 上

○診断書のご提出を省略できる手術例 (←★下記以外でも省略できる場合があります)

(太文字は、従来より診断書省略が可能であった手術)

あ	アキレス腱断裂手術	し	小腸結腸内視鏡的止血術 (※) 神経縫合術 斜視手術 痔瘻根治手術	な	内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型 (拡大副鼻腔手術) 内視鏡的消化管止血術 (※) 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 (※) 注：ただしポリープが悪性の場合を除く
か	下肢静脈瘤手術 抜去切除術 下肢静脈瘤血管内焼灼術 関節鏡下半月板切除術 冠動脈ステント留置術 (※) 眼瞼下垂症手術	す	水晶体再建術	の	脳動脈瘤頸部クリッピング
		せ	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術 (多椎間又は多椎弓の場合を含む)	は	半月板切除術 汎副鼻腔根治手術
け	経皮的椎体形成術 (※) 経皮的カテーテル心筋焼灼術 (※) 経皮的冠動脈形成術 (※) 経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの) 経尿道的前立腺手術 経尿道的レーザー前立腺切除術	た	大伏在静脈抜去術 体外衝撃波胆石破碎術 (一連につき) (※) 体外衝撃波膀胱石破碎術 (一連につき) (※) 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 (一連につき) (※) 胆嚢摘出術	ふ	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)
		て	帝王切開術	へ	ペースメーカー移植術 ヘルニア手術 鼠径ヘルニア
		な	内視鏡下脊椎固定術 (胸椎又は腰椎前方固定) 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型 (副鼻腔単洞手術) 内視鏡下鼻・副鼻腔手術III型 (選択的 (複数洞) 副鼻腔手術) 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型 (汎副鼻腔手術)	も	網膜光凝固術 (※)
こ	後発白内障手術 (※) 鼓室形成手術			り	流産手術 緑内障手術 虹彩切除術 緑内障手術 緑内障治療用インプラント挿入術 (プレートのないもの)
し	子宮筋腫摘出(核出)術 子宮内容除去術(不全流産)			※今回請求する手術日からその日を含めて前後 60 日の間に同一の手術を受けられた場合は、お支払可否と必要書類についてあらかじめご照会下さい。	

★手術例に記載のない手術については、診療明細書に記載の手術名を [当社コールセンター](#) にお問い合わせいただければ、お調べいたします。